

平成 27 年度

愛媛県雇用施策実施方針

愛 媛 労 働 局

平成27年度 愛媛県雇用施策実施方針

目 次

I 趣 旨	1
II 平成27年度の雇用における重点施策	
1 若者・女性・高齢者・障害者の活躍推進	2
2 労働市場インフラの戦略的強化	8
3 愛媛県・市町と連携した重層的なセーフティネットの構築	10
4 働き方改革の実現	12
5 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出	13
III 雇用施策に関する数値目標	
1 地方計画策定項目	15
2 地方目標設定項目	15
3 愛媛県と共同で定める数値目標	16

I 趣 旨

本県の更なる発展を目指すに当たっては、県の実情に応じて実施する雇用施策について、県と国が密接な連携を図りながら、持続的に発展する地域社会の実現に向けた総合的な取組を行うことが重要である。とりわけ、雇用施策は地方自治体の産業振興施策、福祉施策、教育施策等とも整合性を図りつつ実施するものであり、その推進に当たっては、これまで以上に本県の実情に合った施策を機動的に行う必要がある。

このため、愛媛労働局は、雇用対策法施行規則第13条第1項に基づき、毎年度、労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策を講ずるに際しての方針(以下「方針」という。)を愛媛県知事の意見を取り入れて策定することとしている。

この方針に示した国の施策と、愛媛県の講ずる雇用に関する施策、産業振興施策、福祉施策、教育施策等が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されることにより、地域の雇用情勢の改善に取り組むとともに、県内企業に必要な労働力を確保し、もって県内経済社会の更なる発展に寄与するものである。

なお、方針に定める事項について、これまで以上に地域において緊密な連携・協力関係を構築し、効果的な雇用施策を実施する。

Ⅱ 平成27年度の雇用における重点施策

1 若者・女性・高齢者・障害者の活躍推進

(1) 若者の雇用対策の推進

ア 高校・大学等の新卒者・既卒者に対する就職支援の推進

高校・大学等の未就職者を減少させるため、学卒ジョブサポーターの全校担当者制や、大学等への学卒ジョブサポーターの出張相談等の強化を図るとともに、愛媛県が設置するジョブカフェ愛work(愛媛県若年者就職支援センター)及び新卒応援ハローワークにおいて、新規学卒者等の就職を支援する。

また、関係機関が参加する「愛媛労働局新卒者等就職・採用応援本部」(以下「新卒応援本部」という。)を活用し、積極的な就職支援を行う。

愛媛県出身のUターンを希望する県外大学生に対し、求人情報の提供を行うなどの就職支援を行う。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 各ハローワークに配置している学卒ジョブサポーターを積極的に活用し、担当者制による就職支援を徹底するとともに、高校・大学等の求人受理状況や内定者数を把握し、愛媛県に情報提供する。
- ・ 求人受理や未内定者の状況を踏まえ、愛媛県と連携し、県内主要経済団体や事業主に対して、訪問や文書送付による雇用拡大要請を行う。
- ・ 新卒応援本部を構成する関係機関が連携して、合同就職面接会の開催等の就職支援策に取り組む。
- ・ 県内主要経済団体や事業主に対し「青少年雇用機会確保指針」のリーフレットを送付し、既卒3年以内新卒扱いの普及促進を行う。
- ・ 学校と連携し未就職卒業生への個別連絡、求人票の提供等の個別支援を行う。
- ・ ハローワークを利用し就職した新卒者等の定着状況を把握し、事業所訪問時等に新卒者・事業主に相談等の職場定着支援を行う。
- ・ 建設・介護等の人材不足産業を中心とした地元企業説明会を実施し、高校生や進路指導担当者の地域の産業についての理解促進を図り、人材不足産業への就職促進を図る。
- ・ 平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動時期の変更の円滑な実現に向けて、企業等に対して周知を行うとともに、未内定学生や未就職卒業生に対する就職支援を徹底する。
- ・ 愛媛県のUターン施設と連携し、県外からのUターンを希望する大学生に対して、求人情報の提供等の就職支援を行う。

愛媛県が実施する業務

- ・ ジョブカフェ愛workにおいて、キャリア・コンサルタントによるかかりつけ職業相談や各種就職支援セミナー、職業紹介を伴うマッチングイベント等の開催により、新規学卒者等に対するきめ細かな就職支援に取り組む。
- ・ 教育機関や経済団体と連携して、学生と地元中小企業とのマッチングから、就職後の職場定着に至るまでの一貫した支援を行う。

- ・ 愛媛労働局と連携し、県内主要経済団体や事業主に対して、訪問や文書送付による雇用拡大要請を行う。
- ・ ふるさと愛媛Uターンセンターにおいて、ハローワークや愛媛県と就職支援協定を締結している県外大学等と連携して、愛媛県での就職を希望する県外学生を支援する。

イ 若者と中小企業とのマッチングの強化

中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な「若者応援宣言企業」の周知や面接会の開催等を行い、若者の就職支援を推進する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 県内主要経済団体や事業主に対して「若者応援宣言企業」に係る事業の周知を行うとともに、新卒応援本部との連携等による「若者応援宣言企業」を対象とした各種イベント（就職面接会、会社説明会等）の開催をはじめ、積極的な求人充足対策を実施する。

愛媛県が実施する業務

- ・ ジョブカフェ愛workにおいて、若者と中小企業の交流会や定期的な面接会、採用前インターンシップ等を実施し、若者と企業の相互理解の向上とマッチングに取り組む。
- ・ ジョブカフェ愛workにおいて、運営機関である（一社）えひめ若年人人材育成推進機構を主体に、若者の職業意識の醸成と地元中小企業への理解を深めるため、教育機関が実施するキャリア教育への支援や若者への地元中小企業に関する情報の発信に努める。
- ・ 中高生など就職の前段階にある若者や県外学生等への県内中小企業の魅力発信に取り組み、若者の県内就職の促進を図る。
- ・ 愛媛労働局と連携し、県内主要経済団体や事業主に対して「若者応援宣言企業」に係る事業の周知を行う。

ウ フリーター等の正規雇用化の推進

愛媛わかものハローワーク等で、就職支援ナビゲーターによる個別指導、トライアル雇用の活用、正規雇用を目指すフリーター等への就職支援等のキャリアアップを促進するほか、ジョブカフェ愛workにおいて、フリーター等を対象に職業相談や各種スキルアップセミナー等を実施するなど、ニーズに応じた支援を行うとともに職場定着支援を実施する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 「トライアル雇用」の活用や職業訓練機会の提供等により、フリーター等を重点に正規雇用化に向けた一貫した就職支援を実施する。
- ・ キャリアアップ助成金を活用して非正規労働者の雇用の安定、人材育成、処遇改善等を総合的に支援する。
- ・ ハローワーク松山に設置する「愛媛わかものハローワーク」等を積極的に周知し、支援対象者一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな個別支援を行う。
- ・ ジョブカフェ愛workに併設している「新卒応援ハローワーク」において、若年求職者の職業相談・職業紹介を実施するとともに、必要に応じて愛workに適切に誘導するなど、若年求職者の積極的な就職支援を実施する。

- ・ 愛媛県との連携の下、愛workにおいて「若年者地域連携事業」を実施し、合同就職面接会や各種セミナーの開催等、フリーター等の若者に対する多様な就業支援等を実施する。
- ・ ハローワーク等を利用し就職が決まった者等を中心として職場定着支援を実施する。

愛媛県が実施する業務

- ・ ジョブカフェ愛workにおいて「若年者地域連携事業」を実施し、愛媛労働局との連携のもと、合同就職面接会や各種スキルアップセミナー等を開催し、フリーター等の若者に対する多様な就業支援等を実施する。
- ・ ジョブカフェ愛workにおいて、非正規雇用が常態化している若者等を対象に、正社員への転換を促すためのセミナーを実施するとともに、会社説明会や面接会等に誘導し、早期の正規雇用への転換を支援する。

エ ニート等の若者の職業的自立支援の強化

国と愛媛県が協働して実施する地域若者サポートステーション事業において、ニート等の若者のうち就労希望者に対して、職業的自立に向けた効果的な支援を行う。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 「えひめ若者サポートステーション」及び「東予若者サポートステーション」で実施する各種事業の周知を行うとともに、就職活動を行うに当たってサポートステーションの支援が必要であると思われる者を誘導するなど、各サポートステーションとハローワークが円滑に連携し、就労支援を強化する。
- ・ サポートステーションの支援を受けて就職した者に対する職場定着支援を効率的・効果的に実施する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 各地域サポートステーションを核に、自立支援ネットワークの構築を推進するとともに、全県的な見地から愛媛若者サポートプランの策定や県民への啓発活動を行う。
- ・ 各地域サポートステーションに臨床心理士及びジョブトレーナーを配置するとともに、各種セミナーや職場体験等を実施する。

(2) 女性の活躍促進と仕事と家庭の両立支援策の推進

女性の活躍促進や両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備が進むよう、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の周知・啓発を行うとともに、女性の就業希望を実現するための総合的な支援を実施する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 県内の企業に対し、女性労働者の活躍を推進するため、「女性の活躍・両立支援総合サイト（ポジティブ・アクション情報ポータルサイト）」を広く周知し、利用を勧奨するほか自社の取組内容の情報開示の促進を図る。
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出について、法の履

行を確保するとともに、くるみん認定及びプラチナくるみん認定に向けた働きかけを行う。

- ・ 男女労働者が仕事と育児・介護を両立しながら、安心して継続就労できるよう、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の履行確保に取り組み、企業における職場環境の整備を図る。
- ・ 愛媛県及び市町等子育てを支援する関係機関との連携により、保育所やその他の子育て支援サービスに関する情報等を提供しながら、マザーズコーナー等において個々の求職者の希望を踏まえたきめ細やかな職業相談・職業紹介を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援サービスを提供する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 女性が両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に向け、「えひめ子育て応援企業認証制度」の普及や、各種支援を通じ先進モデルの育成に努めるほか、事業主や管理職の意識改革を図るセミナー等を実施する。
- ・ ジョブカフェ愛workにおいて女性と企業が共に参加するセミナーの実施などを通じて相互理解の向上を図るとともに、民間事業者と連携して、女性のスキルアップや企業とのマッチング促進に取り組む。

(3) 高齢者の就労促進

ア 年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高齢者の就労促進

高齢者雇用確保措置の確実な実施や希望者全員の65歳までの雇用確保のため、「改正高齢者雇用安定法」に基づき、事業主に対して的確に助言・指導を実施する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 「改正高齢者雇用安定法」に基づく、高齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対する的確な助言・指導を実施する。
- ・ 年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた相談・援助を行うとともに、民間団体のノウハウを活用した定年退職後の働き方を見つめ直すセミナーや相談会等を開催し、生涯現役社会の実現に向けた取組の充実・強化を図る。
- ・ 「高齢者雇用アドバイザー制度」や高齢者雇用に関する助成金制度を積極的に周知・活用する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 「高齢・障害者雇用フェスタinえひめ」の開催や高齢者雇用優良事業所の表彰等を通じて、事業主をはじめ広く県民の高齢者雇用に対する理解促進を図る。

イ 高齢者等の再就職の援助・促進

募集・採用に係る年齢制限の禁止に関する取組を推進するとともに、高齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、高齢者に対する相談窓口の設置や就労支援チームにより再就職支援を充実・強化する。さらに、「シニアワークプログラム事業」の実施により高齢者等の再就職を促進する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 雇用対策法第10条に定められた募集・採用における年齢制限禁止の義務化について、事業主に対する制度周知を徹底し、着実な施行を図る。
- ・ 松山公共職業安定所に設置する高年齢者総合相談窓口において、職業生活再設計に係る支援や、就労支援チームによる就労支援の充実・強化を図る。
- ・ 地域ニーズに応じた技能講習、管理選考、個別相談等を一体的に実施する「シニアワークプログラム事業」を実施し、再就職を促進する。
- ・ 特定求職者雇用開発助成金等の助成金制度を積極的に活用した再就職の促進に努める。

愛媛県が実施する業務

- ・ 事業主に対して、労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部が実施する各種助成制度の周知を図る。

ウ 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

「シルバー人材センター事業」等の推進により、就業機会の確保・提供を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 「シルバー人材センター事業」が、就業を希望する高年齢者の受け皿として十分に機能するよう、趣旨を踏まえた適正な運営についての指導に努める。
- ・ 各シルバー人材センターの就業機会拡大や会員拡大等の取組を支援し、高年齢者のニーズに的確に対応するとともにシルバー人材センターの活性化を図る。

愛媛県が実施する業務

- ・ 愛媛県シルバー人材センター連合会の運営支援を通じて、県内におけるシルバー人材センター事業の円滑化を図る。

(4) 障害者の就労促進

ア 障害特性に応じた就労支援の推進等

多様な障害特性に対応するため、地域の就労支援機関等との連携を強化し、きめ細かな就労支援を図る。

特に、平成30年4月1日から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されることに伴い、精神障害者の一層の雇用促進を図るため、事業主の精神障害者に対する理解の促進を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 精神障害者の就労支援として、精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、カウンセリング等の求職者支援に加え、企業への意識啓発や就職後の定着支援等の事業主支援を実施する。
- ・ 就職支援ナビゲーター等を中心に、愛媛県発達障害者支援センターや愛媛障害者職業センターと連携し、ハローワークの専門的な支援体制を強化するとともに、障害特性に応じて、雇用促進及び職場定着に向けた総合的かつ継続的な支援を実施する。

- ・「障害者トライアル雇用事業」、「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」等の各種助成金の周知、効果的な活用を図る。
- ・「精神障害者等雇用促進モデル事業」を実施し、受託企業の精神障害者等の雇用・定着に対する取組を支援する。
- ・ハローワークと障害者就業・生活支援センター等地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した「チーム支援」を行うことにより、マッチング機能の強化を図る。

愛媛県が実施する業務

- ・特別支援学校卒業者について、ハローワーク等と連携した就労に対するニーズの把握及び的確な支援による就職の実現に努めるとともに、特別支援学校での技能検定の実施を通じて、障害のある生徒の社会参加・自立につながる力の育成に取り組む。
- ・障害者就業・生活支援センターに対し、障害者の身近な地域における就業・生活両面における一体的な支援を実施する連携拠点として機能するよう、必要な助言・指導を行うとともに、障害者の職場見学、実習及び就労先となる企業の開拓を行うマッチングサポーターを配置し、障害者雇用の促進に努める。
- ・高等技術専門校において、職業訓練を実施するほか、訓練中のサポート及びアフターフォローなどを担当するスタッフを配置して、ハローワーク等と連携した就労支援体制の強化に努める。
- ・「高齢・障害者雇用フェスタinえひめ」の開催や障害者雇用優良事業所の表彰等を通じて、事業主をはじめ広く県民の障害者雇用に対する理解促進を図る。

イ 中小企業に重点を置いた支援策の実施

中小企業の障害者雇用に対する理解を促し、雇用を促進するため、職場実習の積極的な実施や各種助成金により、障害者雇用に係る経済的負担の軽減を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」を効果的に推進するため、地域の関係機関による「雇用移行推進会議」を開催して協力を求めるとともに、障害者の就労に対する不安や中小企業の障害者雇用に対する不安を解消するため、関係機関と連携した職場実習の推進、事業所見学会等を実施する。
- ・中小企業を重点とした法定雇用率の達成指導を計画的・効率的に実施することにより、一層の障害者雇用の促進を図る。

愛媛県が実施する業務

- ・「障害者の職場見学・職場実習に関する意向調査」により把握された情報を、労働局や特別支援学校等関係機関へ提供する。

ウ 「障害者雇用率改善プラン」の取組

愛媛県と連携した「障害者雇用率改善プラン」の各取組の確実な実施

愛媛労働局が実施する業務

- ・愛媛県と合同で経済団体及び地域に影響力のある企業へ働きかけを行う。

- ・ 障害者雇用対象全企業に対する雇用要請文を、愛媛県知事、愛媛県教育委員会教育長及び愛媛労働局長連名で発出する。
- ・ 愛媛県との連絡会の開催等により、一層連携を強化する。
- ・ 全ての雇用率未達成企業に対し、公共職業安定所長等による雇用率達成指導を行う。
- ・ 各ハローワークの実情に応じ障害者就職面接会等を開催し、障害者雇用の促進を図る。

愛媛県が実施する業務

- ・ 愛媛労働局と連携し、経済団体や地域に影響のある企業に対し、障害者雇用の促進に向けた働きかけを行う。
- ・ 障害者雇用対象全企業に対する雇用要請文を、愛媛県知事、愛媛県教育委員会教育長及び愛媛労働局長連名で発出する。
- ・ 愛媛労働局や障害者の就労支援等を行う関係機関との連携の更なる強化を図り、効果的な支援の実施に努める。
- ・ 障害者雇用について事業者に対する意識啓発や県税の軽減措置制度等に係る取り組みを通じて障害者の雇用の拡大を図る。

エ 障害者の職業能力開発の推進

障害者の求人開拓や雇用率達成指導等の機会を捉えて職業訓練ニーズを把握し、適切な訓練設定の支援を行うとともに、訓練修了者の効果的なマッチングを図る。また、関係機関と連携し、障害者及び企業双方に職業能力開発施策の周知・広報に取り組む。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 公共職業能力開発施設における訓練及び障害者委託訓練の積極的かつ効果的な受講あっせんを行う。
- ・ 求職障害者及び事業主に対して職業訓練制度の周知を行う。

愛媛県が実施する業務

- ・ 高等技術専門校において、企業開拓やマッチング、訓練期間中のサポート等に係る職員を配置し、障害者の就労支援を行う。
- ・ 高等技術専門校における知的障害者及び発達障害者を対象とした職業訓練、精神障害者を対象とした委託訓練など、障害者の態様に応じた委託訓練を実施する。

2 労働市場インフラの戦略的強化

(1) 産業界等のニーズに合った職業訓練のベストミックスの推進

関係機関(愛媛労働局、愛媛県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、労使団体、教育訓練機関、学識経験者等)で構成する地域訓練協議会等の場を活用して、愛媛労働局と愛媛県が連携し、産業界等の訓練ニーズを踏まえた公共職業訓練、求職者支援訓練の地域職業訓練計画を取りまとめる。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 県の産業政策と国が実施する雇用対策の連携が図られるよう、緊密な情報交換等を実施する。
- ・ 産業界等の訓練ニーズや労働市場等の情報収集、分析結果を地域訓練協議会やワーキング・チームにおいて関係機関と情報共有し、効果的な訓練分野、訓練コースの開発を行い、関係機関の意見も踏まえて職業訓練実施計画を取りまとめる。

愛媛県が実施する業務

- ・ 地域訓練協議会やワーキング・チームに参加し、公共職業訓練や委託訓練の実施状況等の情報提供を行うとともに、ハローワークから提供のあった地域ニーズ等に基づき、地域訓練計画の策定に協力する。
- ・ 高等技術専門校において、施設内訓練や民間教育訓練を活用した委託訓練を実施する。

(2) 公共職業訓練、求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を通じた能力開発及び訓練機関とハローワークとの連携を通じた就職支援

公共職業訓練や求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援体制を整備し、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルタントによるきめ細やかな就職支援を行う。このため、愛媛労働局は愛媛県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図り、適切な受講あっせん、訓練修了前からの一貫した就職支援に取り組む。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 地域の実情を踏まえ、求職者に適切な公共職業訓練や求職者支援訓練の受講をあっせんし、一定の要件を満たす者に給付金を支給するとともに、都道府県及び訓練機関を通じて求人情報の提供や就職希望アンケートを実施する等、関係機関と連携して早期就職を促進する。

愛媛県が実施する業務

- ・ ハローワークから提供を受けた求人情報等を訓練生に提供するとともに、ハローワークが実施する就職希望アンケートへの協力など、連携して就職支援に取り組む。
- ・ 高等技術専門校において、職業訓練を実施するほか、訓練中のサポート及びアフターフォローなどを担当するスタッフを配置して、就労支援体制の強化に努める。

(3) ジョブ・カード制度によるキャリア形成の支援

「愛媛県地域推進計画」に基づき、「愛媛県地域ジョブ・カード運営本部」構成員及び関係機関との連携の下、求職者、学生、企業、業界団体、教育訓練機関などに対して、制度の周知、活用を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 愛媛県地域におけるジョブ・カード制度の円滑な運用、活用促進及び企業の認知度向上を目的に設置した愛媛県地域ジョブ・カード運営本部を機動的に運営し、関係機関の連携の下「愛媛県地域推進計画」を策定するとともに、ジョブ・カード制度全般について広報・啓発を行う。
- ・ ハローワークにおいて、ジョブ・カードが持つメリットを周知した上で、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを行い、ジョブ・カードの交付を行う。また、企業に対しては、ジョブ・

カードを応募書類としても活用できることについての周知を行う。

- ・ ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施体制の充実・強化を図るため、専門実践教育訓練及び公的職業訓練等の受講を希望する求職者に対するキャリア・コンサルティングを民間事業者に委託して実施する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 日本版デュアルシステムを実施し、訓練修了者に対してジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを勧奨する。また、愛媛県が設置する高等技術専門校において実施される訓練の期間中に、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施するとともに、愛媛県からの委託訓練を実施する民間教育訓練機関においても同様に、その実施を促進する。
- ・ ジョブカフェ愛workや地域若者サポートステーションにおいて、登録キャリア・コンサルタントの配置を促進し、訓練希望者等に対するジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施する。

(4) 労働市場全体としてのマッチングの強化

外部労働市場全体としてのマッチング機能の最大化に向けて、愛媛労働局、愛媛県が密接に連携し、それぞれの得意分野・手法によりその役割を果たしていく。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 公共職業安定所が保有する求人情報を愛媛県にオンラインで提供し、求人の応募状況や、より詳細な労働条件に関する情報を提供する。

愛媛県が実施する業務

- ・ ふるさと愛媛Uターンセンターにおいて、Uターン就職希望者や県内企業に対して求人・求職者情報の提供を行うなど、県内へのUターン就職の促進に努める。
- ・ 県外大学と連携して、本県出身学生等に対して県内企業情報等を発信し、Uターン就職に向けた支援に取り組む。
- ・ 県内企業が県外人材を獲得する取り組みを支援することにより愛媛県における転職マーケットを創出し、人材の県内への流入促進を図る。
- ・ 公共職業安定所からオンライン提供される求人情報を活用し、職業訓練生と地域の企業とのマッチング促進に取り組む。
- ・ 公共職業安定所からオンライン提供される求人情報を活用し、生活保護受給者等の就労の促進に取り組む。

3 愛媛県・市町と連携した重層的なセーフティネットの構築

(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者や生活困窮者に対するより効果的な自立支援及び平成 27 年 4 月施行の「生活困窮者自立支援法」の円滑な施行に向けて、自治体と一体となった就労支援の充実・強化を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ ハローワークからの巡回相談の実施等のワンストップ型の支援体制を整備する。
- ・ 愛媛県、市町と連携し、生活困窮者の職業訓練・就労支援を行う。

愛媛県が実施する業務

- ・ ハローワークとの連携による支援対象者への早期支援を徹底する。
- ・ 相談・申請段階の者等、ボーダー層などの受給後早期段階の者を重点に集中して支援する。

(2) 愛媛県と一体となった雇用対策の実施

ハローワークの行う職業相談・職業紹介と愛媛県が行う生活・就労相談を一体的に実施するため、「愛媛県地域共同就職支援センター」を共同運営する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 来所者に対し求人検索端末装置による求人情報の提供を行う。
- ・ 一般求職者に対する職業相談・職業紹介を実施する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 生活・就労相談窓口を設置し、公共職業安定所が実施する職業紹介との一貫したサービスの提供を行う。

(3) 西予市と連携した雇用対策の実施

ハローワークと西予市が共同で西予市の庁舎内に設置した「西予市ふるさとハローワーク」において、職業相談等を実施する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 来所者に対し求人検索端末装置による求人情報の提供を行う。
- ・ 求人の取り次ぎ及び求職者に対する職業相談・職業紹介を実施する。

西予市が実施する業務

- ・ 市独自の各種施策に係る情報提供を実施する。

(4) 愛媛県、愛南町が行う無料職業紹介事業との連携

愛媛県が運営する無料職業紹介事業（医師）並びに、愛南町の運営する無料職業紹介事業について連携を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 無料職業紹介事業に係る指導を実施する。
- ・ 求人情報の提供を実施する。

愛媛県、愛南町が実施する業務

- ・ 求人開拓を実施する。
- ・ 愛南町において、ジョブカフェ愛 work による若年求職者向けの出張相談を実施する。

(5) 労働分野における愛媛県・市町と国との連携窓口

日常的に県、市町、商工会議所、商工会等を定期的に訪問し、産業雇用情報等を収集し、ハローワークの職業相談・職業紹介業務に反映させる。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 職業安定部長を責任者とし、毎月愛媛県を訪問し、雇用施策に係る情報交換を実施する。
- ・ 公共職業安定所長が定期的に市町、商工会議所、商工会等を訪問し、産業雇用情報を収集する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 各地方局並びに支局において、企業訪問等を通じて県内経済の動向把握に努めるとともに、産業雇用情報について労働局との共有化を図る。

4 働き方改革の実現

(1) 長時間労働削減に向けた働き方改革の推進

長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進等「働き方改革」を推進するとともに、「働き方改革」を通じて仕事と生活の調和や生産性の向上を推進し、地域の社会経済の維持・発展に資する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 労使団体に対し、傘下の団体や企業に対する「働き方改革」の取組の周知を要請し、自治体とも連携して「働き方改革」の気運を醸成する。
- ・ 県内のリーディングカンパニーを訪問し、経営トップに「働き方改革」への取組状況に応じて今後の取組推進を働きかける。
- ・ ホームページに「働き方改革」のページを作成し、企業の先進事例や取組事例を紹介する等により情報を発信する。

愛媛県が実施する業務

- ・ ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の事例を企業の管理職等に紹介するセミナーの開催を通じて、仕事と生活の調和に資する雇用環境の整備を働きかける。
- ・ 子育て支援に取り組む企業の認証制度の運営、表彰及び助成を通じて、仕事と家庭の両立支援に資する制度の導入を促進する。

(2) 最低賃金の引上げのための環境整備及び最低賃金の順守の徹底

賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援として、経営・労務の専門家の派遣等を行うとともに、賃金の引上げを行う中小企業・小規模事業者の取組に対し、助成を行う。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 松山市に愛媛県最低賃金総合相談支援センターを設置し、労務・経営に関する相談、専門家派遣による具体的アドバイスを行う。
- ・ 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)の周知と活用促進を図る。
- ・ 最低賃金額についての周知とその履行確保を主眼とした監督指導により、最低賃金の遵守の徹底を図る。

愛媛県が実施する業務

- ・ 労働に関する情報を提供する広報誌等により、最低賃金に係る適切な情報の周知に努める。

5 地域に応じた良質な雇用機会の確保・創出

(1) 「愛媛県経済成長戦略2010」等を踏まえた地域における雇用機会の創出

愛媛県は、「愛媛県経済成長戦略2010」(2012改訂版)に定める「食品ビジネス」、「環境・エネルギービジネス」、「健康ビジネス」、「観光ビジネス」の四つの成長分野を中心に、産業集積を進めるとともに、地域の産業構造などの特性に合った安定的で良質な雇用を創出するため、製造業等の戦略産業を対象として地域の産業政策と一体となった自主的な雇用創造に取り組む。労働局では、こうした施策について、国が実施する雇用対策との連携・協力を強化する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 県の産業政策と国が実施する雇用対策の連携が図られるよう、緊密な情報交換等を実施する。
- ・ 愛媛県が実施する「戦略産業雇用創造プロジェクト」を支援するため、「えひめ戦略産業雇用創造協議会」に参画し、必要な支援を行う。
- ・ 地域雇用開発奨励金の周知・活用を図る。

愛媛県が実施する業務

- ・ 既存産業の成長産業への脱皮による新規雇用の創出に加え、雇用・就業の大きな受皿となり得る農林水産業や介護福祉分野等において企業の取組みを積極的に支援することで、県経済を支える確かな雇用の創出に結び付ける。
- ・ 新事業展開や創業の誘発、新たな企業の誘致及び県外大手企業の県内留置などにつなげる。
- ・ 本県において競争力の高い衣・食・住、中間材関連産業を重点的に支援する「えひめ戦略産業雇用創造プロジェクト」において、産業政策と一体となった雇用政策の推進を図り、地域の良質な雇用の創出に取り組む。

(2) 中長期的な視点に立った地域雇用対策

地域産業振興や雇用機会創出等の自発的な取組を検討している市町においては、「実践型地域雇用創造事業」による雇用創出の取組を積極的に促すとともに、雇用開発に取り組む事業主を支援する地域雇用開発奨励金の活用を促進し、地域の雇用機会の創出を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 雇用機会が不足している本県各地域の市町に対して、自発的な雇用創造の取組を支援する「実践型地域雇用創造事業」の実施を促す。
- ・ 重点分野雇用創造事業による雇用機会の創出を推進するため、地方自治体に対し、労働市場に関する情報提供、全国の取組事例紹介等の必要な助言を行う。
- ・ 地域雇用開発奨励金の活用を通じた雇用情勢が特に厳しい地域での事業所での設置・整備費用及び雇入れ人数に応じた助成を行う。

愛媛県が実施する業務

- ・ 松山地域雇用開発計画に基づいて、地域雇用開発奨励金の利用促進などにより、松山地域における雇用拡大を図る。
- ・ 宇和島地域雇用開発計画に基づいて、地域雇用開発奨励金の利用促進などにより、宇和島地域における雇用拡大を図る。
- ・ 実践型地域雇用創造事業の実施を目指す市町に対して、地域雇用創造協議会への参画などを通じて必要な支援を行う。

(3) 人材不足分野における人材確保・育成対策の推進

人材不足分野における人材確保のため、事業主自身が職場自体の魅力アップを通じて、労働者の募集と職場定着を図るよう、雇用管理改善の取組を促進する。また、今後、成長が見込まれる分野を中心に、中小企業の労働力確保及び良好な雇用機会の創出を図るため、人材確保・人材育成の支援、就職支援等を推進する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 集団的な雇用管理改善の実践を促進するための雇用管理改善促進事業を推進するとともに、労働局・ハローワークによる啓発運動を行う。
- ・ 福祉人材コーナーを中心とする就職・充足支援サービスの提供、「保育士マッチング強化プロジェクト」、「建設人材確保プロジェクト」を推進し、マッチング支援の強化を図る。
- ・ 「職場定着支援助成金」、「建設労働者確保育成助成金」、「中小企業労働環境向上助成金」、「キャリアアップ助成金」、「キャリア形成促進助成金」等の各種助成金制度を周知・活用する。

愛媛県が実施する業務

- ・ ジョブカフェ愛work等の若者が集まる場所で、人手不足となっている業種・職種建設業の理解促進のための情報提供やセミナー及び職場見学会等を実施する。
- ・ ジョブカフェ愛workにおいて、中小企業の魅力発信や職場見学会、企業と若者のマッチング機会の提供等の支援を実施し、喫緊の課題である若者と中小企業の雇用のミスマッチ解消を促進する。
- ・ ジョブカフェ愛workにおいて、企業の経営者や人事担当者等を対象に若者の採用・育成力の向上を図るセミナーを開催するほか、若手社員やその上司を対象とするセミナーを開催し、若者の職場定着の向上を図る。
- ・ 建設産業に対する入職意欲の喚起やイメージアップを図るため、中高生とその親等を対象とした建設現場見学・建設機械操作体験を実施する。

- ・ 若手技術者の資格取得等を支援するため、業界団体が開催する講習会事業の経費の一部を補助し、受講料の低減を図る。

Ⅲ 雇用施策に関する数値目標

職業安定行政における数値目標の設定については、平成 18 年度から P D C A サイクルによる目標管理を行うことにより業務改善を進めてきたが、平成 27 年度からはこれを抜本的に拡充し、総合評価を行い、その結果等を踏まえて、継続的な業務改善等を図ることとする。併せて、マッチング機能の成果や評価結果、業務改善の状況を公表することにより、透明性を高め、安定所に対する信頼感の向上を図ることとする。

また、愛媛県が実施する雇用施策及び産業、福祉、教育施策等について、連携を強化し目標達成に向けた協力を図る。

平成 27 年度公共職業安定所のマッチング機能に関する業務の成果を表す指標

1 必須指標（都道府県労働局・公共職業安定所ごとに計画を策定し、目標管理を行うもの）

(1) 主要指標	平成 27 年度目標
① 就職件数（常用）	24,870 件以上
② 充足件数（常用、受理地ベース）	24,550 件以上
③ 雇用保険受給者の早期再就職件数	6,225 件以上
(2) 補助指標	
① 満足度（求人者）	90%以上
② 満足度（求職者）	90%以上
③ 紹介成功率（常用）	過去 3 年度実績平均以上

2 重点指標（地域の課題を踏まえ、公共職業安定所が特に重点的に推進し成果を挙げる必要がある業務に係る指標を選択し、目標管理を行うもの）

(1) 重点指標	平成 27 年度目標
① 生活保護受給者等の就職件数	460 件以上

② 障害者の就職件数	前年度実績以上
③ 学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数	1, 904件以上
④ ハローワークの職業紹介により、正規雇用に結びついたフリーター等の件数	2, 938件以上
⑤ 公的職業訓練の修了3ヶ月後の就職件数	358件以上
⑥ マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	87.5%以上
⑦ 正社員求人数	対前年度2.5%増
⑧ 正社員就職件数	12, 725件以上
⑨ 介護・看護・保育分野の就職件数	4, 700件以上
⑩ 建設分野への就職件数	890件以上

3 愛媛県と共同で定める数値目標

項 目		平成27年度 目 標
一体的実施事業	利用者数	14, 000人
	就職件数	450人
ジョブカフェ愛work	利用者数	42, 000人
	就職決定者数	2, 400人
地域若者サポートステーション	来所相談件数	230人
	進路決定者数	155人
公共職業訓練の目標（職業訓練修了3ヶ月後の就職率）	施設内訓練	87.6%以上
	委託訓練	74.6%以上
施設内職業訓練（障害者を除く）	訓練入校率	100%以上